

令和8年度台湾市場における誘客プロモーション業務に係る基本仕様書（企画提案時）

1 委託業務名

令和8年度台湾市場における誘客プロモーション業務

2 業務内容

台湾市場をターゲットに、今秋、直行便が就航する北九州空港からの取り込み強化を目的に、山口県、北九州市（以下「連携都市」という。）をめぐる周遊ルートについて、台湾市場に訴求する連携都市の観光コンテンツ（食、体験、観光列車等）を有効に活用し、B t o B（台湾市場に所在する旅行会社等向け）及びB t o C（台湾人観光客向け）プロモーションを行うこととする。

（1）B t o Bプロモーション

台湾市場における旅行者の誘致を目的として、現地旅行会社などに対するプロモーションを実施する。具体的なプロモーション手法は受託者からの提案とするが、以下の点に留意のうえ提案すること。

ア 現地旅行会社などによる旅行商品の造成を含めることとし、造成数や販売数に関する KPI を示すこと。この時、連携都市ごとの送客数もあわせて KPI として示すこと。また、造成にあたっては、FAM ツアーを実施の上、台湾人の訪日旅行の実態・嗜好等を踏まえつつ、連携都市のバランスを考慮すること。

イ 商品造成の際、利用空港は北九州空港とすること。

ウ 造成した商品は、台湾人が旅行商品を多く購入する場面を活用し、より多くの送客につながるようにすること。また、一過性の販売にとどまることがないように、旅行商品の自走化につながる提案とすること。

エ 選定する旅行会社について、社名、選定理由を明記すること。なお、実際の実施にあたっては、連携都市と協議の上決定すること。

オ 連携都市の魅力を発信するだけでなく、商品造成に必要な情報（既存割引情報等（周遊パス等））を記載した企画書を作成するなど、商品造成を誘発させる工夫をすること。

カ 提案内容に応じて実現可能性のある KPI を設定すること。なお、KPI 達成について随時進捗確認を行い、未達が予測された時点で、提案内容に加えて新たな手法を検討、提案すること。

（2）B t o Cプロモーション

台湾市場における連携都市の認知向上及び誘客促進を目的として、インフルエンサーやウェブメディア等を活用し、旅行者向けプロモーションを実施する。具体的なプロモーション手法は事業者からの提案とするが、以下の点に留意のうえ提案すること。

ア 連携都市ごとの送客実績の把握が可能なプロモーションであること。なお、当該プロモーションによって得られた送客数の把握が困難な場合は、推計値を用いることも可とする。ま

た、推計値を用いる場合は、推計値の算定に用いた根拠もあわせて記載すること。加えて、連携都市ごとに送客人数を分けて示すこととし、この場合も OTA サイトによるすべての送客人数から、例えば連携都市それぞれに訪れた過去の来訪客数で案分するなど、根拠を用いて連携都市ごとの送客人数を KPI として示すこと。

イ OTA サイトの活用の場合は、新規に造成する旅行商品や既存商品の紹介や販売を行うことを前提とし、既存商品を掲載する際には、さらなる誘客を図るべく、何らかのインセンティブを付与することとし、その内容と KPI を提案すること。

ウ 発信するテーマについては、連携都市間で台湾市場に訴求する共通のテーマ（食、体験、観光列車等）等を設定し、ターゲットをふまえたプロモーションを行うこととし、共通のテーマ案など、具体的な設定内容についても提案すること。

エ 情報発信回数やスポット数等の設定にあたっては、連携都市のバランスを考慮した上で提案すること。

オ ウェブサイト等を活用する場合は、SEO 対策を講じること。

カ 提案内容に応じて実現可能性のある KPI を設定すること。なお、KPI 達成について随時進捗確認を行い、未達が予測された時点で、提案内容に加えて新たな手法を検討、提案すること。

※（１）、（２）の業務に関する留意事項

ア B to B プロモーションと B to C プロモーションはそれぞれ相互に連携しながら、総情効果の高い取り組みとなるよう、具体的な内容を提案すること。ただし、今秋就航の北九州空港の台湾便が団体旅行の利用が高くなることが予測されることから、B to B プロモーションに比重を置いた予算配分とすること。

イ 実施スケジュールを挙げて提案すること。

ウ 上記（１）、（２）で制作した広報物を活用した横展開も合わせて提案すること。例えば、日本政府観光局（JNTO）が持つオウンドメディア（SNS 等）での情報発信や JNTO が実施するイベント等での横展開など、具体的な展開手法を提案すること。

エ 契約締結後は受託事業者において連携事業者との各種調整を行うことを前提としていることから、実現可能性のある提案とすること。また、契約後は現地での言語のやりとりを可能とすること。

オ 本業務とは別に連携自治体を実施するプロモーションにおいても、本事業と友好的な連携を図ることを念頭に置きながら本業務を進めること。

例）山口県：SNS（Instagram「日本好好玩」）を活用した情報発信を実施中。

北九州市：インフルエンサーを活用した情報発信を予定。

令和8年11月頃の2026台北国際旅行博（ITF）に出展を予定。

カ 上記（１）、（２）のプロモーションにおいて、連携都市ごとのインセンティブ情報（インバウンド向け割引制度等）や既存割引情報（周遊パス等）等の情報を掲載すること。

(3) 自由提案

上記(1)、(2)に加え、台湾での認知向上・誘客促進につながる効果的なプロモーションを予算内で提供すること。その際、提案内容に応じたKPIを設定すること。

(4) 効果検証

上記(1)、(2)におけるプロモーションを通じ、旅行者や旅行会社のニーズを把握し、台湾市場による独自の目線から課題ごとにまとめ、ニーズ分析(ウェブページ閲覧者へのアンケート実施やSNSへのコメント内容など)を行い、今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案を示すこと。また、分析結果の元となるデータ(日本語翻訳分)も合わせて提供すること。

(5) 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、(4)の効果検証や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案について記載すること。

(6) その他

- ・契約締結にあたっては、連携都市それぞれと個別に契約するものとし、締結にあたっては各自治体の契約規則等に則るものとする。
- ・事業実施に際しては、感染症や国際情勢の影響を考慮しながら、国や県の動向等もふまえ実施内容及びスケジュールを調整するほか、状況等によっては、契約締結後に連携都市から事業内容、契約金額及び事業期間等を変更する可能性があるため、受託者は柔軟に対応すること。
- ・上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、受託者決定後に連携都市と受託者が協議の上決定する。
- ・各業務にかかる一切の経費(会場費、招請費、掲載費、調整費等)は、全て委託費に含むものとする。

3 業務体制および事業実績

実施計画や実行体制、人員の配置、全体スケジュール、個人情報の管理など、実効性のある事業遂行体制を提案すること。また、本業務全般について、国や地方自治体、民間企業等における同種業務に携わった実績がある場合は、その内容について支障のない範囲で記載すること。

4 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月5日(金)まで

5 業務にかかる委託料上限額

上限4,000,000円

6 報告書等の提出について

(1) 提出物

- ①業務完了報告書（原本）
- ②報告書（電子データ） 一式

(2) 提出期日

令和9年3月5日（金）

※早期提出が可能な場合は、早期検収を受け付けます。

(3) 納品方法

郵送、メールなど

(4) 提出場所 山口県、北九州市

7 成果物の著作権

(1) 成果物の著作権

委託業務により受託者が作成した契約の目的物（以下「成果物」という。）の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

ア 受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、引渡しと同時に連携都市に無償で譲渡するものとする。

イ 連携都市は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意なしに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。

ウ 受託者は、連携都市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

(2) 成果物に係る第三者の著作権

受託者は、連携都市に対し、成果物及び本契約に基づく成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するとともに、第三者との間でこれらの権利に係る紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が連携都市の責めに帰すべき事由によることを除き、自らの責任と費用をもって当該紛争の解決に当たらなければならない。

8 その他

(1) 事業に係る細部については、受託候補者決定後、連携都市と受託候補者で協議の上、決定する。

(2) 事業の実施にあたっては、業務のスケジュールを提出し、そのスケジュールに沿って事業を進めること。

(3) 仕様書に記載のないものについては、連携都市と受託候補者で協議の上、決定する。

- (4) 本業務における成果物等のデータの著作権は、連携都市に帰属する。
- (5) 本業務の委託契約書は異本後で契約する。翻訳等が必要な場合、経費は事業者の負担とし、委託事業の経費には含めない。
- (6) この契約に定める委託費の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (7) 責任者及び連絡担当者を明確にし、変更する場合は連携都市の承認を得ること。
- (8) 業務の一部を再委託する場合は、連携都市に書面にて承諾を得ること。
- (9) 本業務により得られた成果物の著作権、所有権、利用権は、原則として委託者に帰属すること。事前連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、委託者に帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。
- (10) 本業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については事前に許諾を取得すること。特別な報告がない場合には問題がないものと認識し、以後何らかの問題が発生した場合には受託者の責任において対処すること。